

プロポーザル方式による事業者選定情報に係る不開示情報について(例示)

情報開示請求に対しては開示が原則です。不開示は、目黒区情報公開条例第 7 条各号に基づく具体的な理由がある場合に限られます。

当例示は、これまでのプロポーザルに関する企画・提案書類及び評価選定に関する書類等の開示請求の事例を参考に、開示・不開示の考え方を取りまとめたものです。

なお、ここに記載の不開示情報は、一例であって他にも不開示に該当するものがあることから、個々の事案に即して慎重に判断する必要があります。

【応募・提案文書】

1 条例第 7 条第 1 号(個人生活情報)による不開示情報

「個人生活に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」(条例第 7 条第 1 号)

(例)

- 社員の氏名、印影。(個人識別情報。ただし、代表者の氏名は個人生活情報に当たらないため、開示)
- 応募事業者の実績として提出された既存の保育施設における園日誌等に記載された園児の心身の状況、成長の様子など。(特定の個人を識別できなくても、個人の権利利益を害すると判断して不開示)
- 社員や施設利用者等が写っている写真(個人識別情報)

2 条例第 7 条第 2 号(法人等に関する情報)による不開示情報

「法人その他の団体又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公にすることにより、当該法人等に明らかに不利益を与えると認められるもの。」(条例第 7 条第 2 号)

(例)

- 法人(代表者)の印影、法人の印鑑証明書
- 事業提案・企画提案

事業者が蓄積したアイディア、ノウハウを活かした独自の視点からの提案で、開示により、同業他社との競争上の地位を損なう恐れがあり、当該事業者に明らかに不利益を与えると認められるものに限り、不開示。

具体的には、知的財産に該当するか、または法的に保護する必要性のある高度な独自性や事業活動を行う上で高い秘匿性を有するかどうか判断基準となる。

* 一定の能力のある事業者であれば通常提案できるレベルの内容については、開示。
- 人事・組織に関する情報

事業者が蓄積したノウハウを活かした独自性のある人事管理(人員の確保・配置、人材育成等)や組織運営に関する詳細な情報で、開示により、同業他社との競争上の地位及び法人運営上の正当な利益を損なう恐れがあり、当該事業者明らかに不利益を与えると認められるものに限り、不開示。

* 人員の確保・配置や人材育成(研修)に関する考え方や基本事項、及び一定の能力のある事業者であれば通常実施していると想定できる内容については、開示。特に、研修については、基礎研修、職層研修、必須研修は、独自のノウハウを活かしているとは認めがたい場合が多い。

○各種規程・マニュアル

・就業規則、給与規定、個人情報保護規定・マニュアル、危機管理マニュアル等

事業者が蓄積したノウハウを活かした独自性のある各種規定・マニュアルにおける詳細な情報で、開示により、同業他社との競争上の地位及び法人運営上の正当な利益を損なう恐れがあり、当該事業者明らかに不利益を与えると認められるものに限り、不開示。

・例えば、危機管理マニュアルにおける、独自のノウハウを活かした対人トラブル対応の詳細部分については、開示により同業他社との競争上の地位を損なう恐れがあることから不開示とした事例がある。

・就業規則や給与規定については、労働基準監督署に届出している書類であり、労働法規を遵守した内容であることが前提となるため、事業者が独自に処遇や福利厚生等を特に手厚くしている場合などがなければ開示。ただし、給料表は詳細な情報であり従業員個人の給与額が特定される恐れもあることから、不開示とした事例がある。

・個人情報保護規定・マニュアルについては、専ら個人情報保護法、JISQ15001要求事項等に基づき作成されており独自性が認められないのであれば開示。ただし、独自性のある部分や、開示するとセキュリティ上の問題が生じる部分については、不開示とする可能性がある。

3 条例第 7 条第 3 号(区政執行に関する情報)による不開示情報

「公にすることにより、犯罪その他社会的障害を生ずるおそれのあるもの。」(条例第 7 条第 3 号イ)

(例)

○危機管理マニュアル

犯罪等に関する危機対応の詳細部分は、受託事業者としての適切な危機対応に支障が生じる恐れがあることから不開示とした事例がある。

4 条例第 29 条(他の制度との調整)による条例適用除外

(例)

○法人の定款・財務諸表・登記事項証明

- ・社会福祉法人や公益法人、株式会社等の定款、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表は、各法律(社会福祉法、公益法人法、会社法等)により公表が義務づけられていることから、情報公開条例の適用除外となる。また法人に関する各登記事項証明も法務局で取得できることから、条例適用除外となる。